

## 横浜港入港料、横浜市港湾施設使用料、利用料金及び横浜港水域占用料等

令和6年4月1日時点

- 次の「Ⅰ入港料」、「Ⅱ使用料（④上屋に記載の額を除く）」及び「Ⅳ水域占用料等」の各種料金について、
- ・消費税法その他関係法令に基づき非課税もしくは免税となる取引に関しては、掲載の額が各種料金となります。
  - ・消費税法その他関係法令に基づき課税対象となる各種料金については、消費税が含まれた額を掲載しています。

### Ⅰ 入港料

区分	基準	料金
700G/T 以上の外航船	入港1回につき1G/T ごとに	2.70 円
700G/T 以上の内航船	入港1回につき1G/T ごとに	1.35 円

※ 700G/T 未満の船舶の入港料は、徴収しません。

### Ⅱ 使用料

#### ①岸壁

区分		基準	料金		
船舶	内国航路定期客船	係留1回につき 12 時間までごとに1G/T ごとに	6.70 円		
	小型油槽船(小型油槽船係留施設に係留する場合に限る。)	係留1回につき 24 時間までごとに1G/T ごとに	3.00 円		
	総トン数 500 トン未満のプレジャーボート(プレジャーボートの係留施設として市長が告示する岸壁に係留する場合に限る。)	1回の使用につき	全長 12m 未満	4,000 円	
			全長 12m 以上	8,000 円	
	専用使用に供する係留施設として市長が告示する岸壁(引き船に係るものを除く。)を専用使用の使用許可を受けて使用する船舶	1G/T ごとに1月	502 円		
	その他の船舶	コンテナ貨物の輸送に供しているプッシュヤードが停留地として岸壁を使用する場合	1回の係留時間が 12 時間までの場合は、1G/T ごとに	2.51 円	
			1回の係留時間が 12 時間を超える場合	係留 12 時間までの使用料に超過時間 12 時間までごとに1G/T ごとに 1.67 円を加算した額	
		それ以外	1回の係留時間が 12 時間までの場合は、1G/T ごとに	10.05 円	
1回の係留時間が 12 時間を超える場合			係留 12 時間までの使用料に超過時間 12 時間までごとに1G/T ごとに 6.70 円を加算した額		
はしけ	積揚貨物重量1トンまでごとに又は容積 1.133 m <sup>3</sup> までごとに	13.40 円			
引き船(市長が定める岸壁又は引き船係留施設に係留するものに限る)	1隻につき1月	72,000 円			

東京湾内の旅客船…1日に2回以上、同一ふ頭内の岸壁を使用する場合、合計時間を1回の係留時間とする。

プレジャーボート…海洋レクリエーションに用いられる船舶(海洋レクリエーションを業とする船舶を除く。)をいう。日

を超えて係留するプレジャーボートの使用料の額は、その日付ごとの額を合計した額とする。

②物揚場

区分		基準	料金	
船舶	総トン数 500トン未満のプレジャーボート(プレジャーボートの係留施設として市長が告示する物揚場に係留する場合に限る。)	1回の使用につき	全長 12m 未満	4,000 円
			全長 12m 以上	8,000 円
	その他の船舶	1回の係留時間が2時間までの場合は 1 G/T ごとに	11.15 円	
		1回の係留時間が2時間を超える場合は 係留時間 24 時間までごとに 1G/T ごとに	13.40 円	
はしけ	積揚貨物重量1トンまでごとに又は容積 1.133 m <sup>3</sup> までごとに		13.40 円	

プレジャーボートの定義と使用料の日額計算方法は①岸壁と同様とする。

③荷さばき地

区分	基準	料金
在来貨物ターミナル用地	1㎡につき1月	430 円
金沢木材ふ頭の荷さばき地	1㎡につき1日	6 円
その他の荷さばき地		14 円

④上屋 (※表中の料金に 1.1 を乗じた額が使用料となります。)

区分		基準	料金	
上屋	鉄鋼上屋	一般使用	1㎡につき1日	52 円
		専用使用	1㎡につき1月	1,503 円
	バナナ上屋	専用使用	1㎡につき1月	750 円
	青果上屋			1,350 円
	航空貨物ターミナル			1,800 円
	その他の上屋	一般使用	1㎡につき1日	38 円
専用使用		1㎡につき1月	1,098 円	
上屋事務所	航空貨物ターミナル事務所	1㎡につき1月	1,000 円	
	その他の上屋事務所		800 円	

⑤旅客施設

区分	基準	料金
事務室又は店舗(自動販売機設置場所を含む)	1㎡につき1月	2,000 円

⑥港湾環境整備施設

区分		基準	料金
運動広場		1面1時間までごとに	1,300 円
テニスコート			1,100 円
店舗		1㎡につき1月	3,160 円
新港ふ頭内駐車場	回数駐車券を使用しない場合	1台1回につき1時間まで	500 円
		1台1回につき1時間を超える場合	500 円に超過時間30分までごとに 250 円を加算した額
	回数駐車券を使用する場合	券面額の総額が 50,000 円のもの	400 円
		券面額の総額が 125,000 円のもの	350 円
	券面額の総額が 250,000 円のもの	300 円	

⑦港湾厚生施設

区分	基準	料金
横浜市港湾労働会館	1㎡につき1月	240 円
その他の港湾厚生施設		180 円

⑧移動式施設

区分	基準	料金
自走式渡船橋	1台 12時間までごとに	16,250 円

⑨ふ頭用地

区分	基準	料金
大黒ふ頭地区 本牧ふ頭地区 南本牧ふ頭地区	1㎡につき1月	舗装地 330 円
山下ふ頭地区 大さん橋ふ頭地区		未舗装地 280 円
その他の地区		170 円
		150 円

⑩その他施設（※上屋事務所については、表中の料金に 1.1 を乗じた額が使用料となります。）

区分	基準	料金
総合事務所	1㎡につき1月	大黒ふ頭管理センター事務所、本牧ふ頭総合ビル、 本牧ふ頭C-D間事務所 1,200 円
		その他の総合事務所 900 円
その他の事務所		800 円

⑪港湾施設の占用料

区分	基準	料金		
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物を設ける場合	1本につき1年	第一種電柱(3条以下の電線を支持するもの)	3,100 円	
		第二種電柱(4条又は5条の電線を支持するもの)	4,800 円	
		第三種電柱(6条以上の電線を支持するもの)	6,400 円	
		第一種電話柱(3条以下の電線を支持するもの)	2,800 円	
		第二種電話柱(4条又は5条の電線を支持するもの)	4,400 円	
		第三種電話柱(6条以上の電線を支持するもの)	6,100 円	
		その他の柱類	280 円	
	1mにつき1年	共架電線その他上空に設ける線類	28 円	
		地下電線その他地下に設ける線類	17 円	
		地上に設ける変圧器等の工作物	2,700 円	
	1個につき1年	地下に設ける変圧器等の工作物	1,700 円	
		変圧塔その他これに類するもの又は公衆電話所 郵便差出箱又は信書便差出箱	5,500 円 2,300 円	
	1個につき1年	表示面積1㎡につき1年	15,000 円	
	1個につき1年	表示面積1㎡につき1年	5,500 円	
地下埋設物を設ける場合	埋設管	1mにつき1年	外径が 0.07m 未満のもの	120 円
			外径が 0.07m 以上 0.1m 未満のもの	170 円
			外径が 0.1m 以上 0.15m 未満のもの	250 円
			外径が 0.15m 以上 0.2m 未満のもの	330 円
			外径が 0.2m 以上 0.3m 未満のもの	500 円
			外径が 0.3m 以上 0.4m 未満のもの	660 円
			外径が 0.4m 以上 0.7m 未満のもの	1,200 円
			外径が 0.7m 以上 1m 未満のもの	1,700 円
			外径が 1m 以上のもの	3,300 円

	その他の工 作物	本牧ふ頭、山下ふ頭、大さん橋ふ頭、大 黒ふ頭又は南本牧ふ頭の地区	占用面積1㎡につき 1月	160 円
		その他の地区		150 円
上空工作物を 設ける場合	標識		1本につき1年	4,400 円
	旗ざお	催事、集会その他これらに類する行事に 際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	150 円
		その他のもの	1本につき1月	1,500 円
	幕	催事、集会その他これらに類する行事に 際し、一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき 1日	150 円
		その他のもの	表示面積1㎡につき 1月	1,500 円
	アーチ		1基につき1月	7,600 円
その他の上 空工作物	本牧ふ頭、山下ふ頭、大さん橋ふ頭、大 黒ふ頭又は南本牧ふ頭の地区 その他の地区	占用面積1㎡につき 1月	160 円	
			150 円	
その他の物件 又は施設を設 ける場合	太陽光発電設備又は風力発電設備		占用面積1㎡につき 1年	5,500 円
	つり上げクレーン、ひさしその他これらに類する工作物			3,900 円
	自動販売機		占用面積1㎡につき 1月	1,000 円
	催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に 設ける露店、商品置場その他これらに類する施設		占用面積1㎡につき 1日	150 円
	工事用施設その他これに類する施設		占用面積1㎡につき 1月	1,500 円

⑫港湾施設における行為に係る使用料

区分		基準	料金
業として行う写真の撮影その他これに類する行為		1日につき	30,000 円
業として行う映画の撮影その他これに類する行為		1時間までごとに	30,000 円
催事又は 集会の開 催その他 これに類 する行為	入場料等を 徴収する場 合	西区みなとみらい一丁目・二丁目、中区海岸 通、新港一丁目・二丁目の緑地	60 円
		その他の港湾施設	20 円
	入場料等を 徴収しない 場合	西区みなとみらい一丁目・二丁目、中区海岸 通、新港一丁目・二丁目の緑地	15 円
		その他の港湾施設	10 円
回 転 翼 航 空 機 の 場 外 離 着 陸 場 として 使 用 する 場 合	着陸料	最大離陸重量が1トンまでのもの	1,000 円
		最大離陸重量が1トンを超え6トンまでのもの	2,000 円
	最大離陸重量が6トンを超えるもの	1機1回につき	2,000 円に6ト ンを超える重 量について1 トンまでごと に1,000 円を 加算した額
停留料(着陸から離陸までの時間が1時間を超える場合に 限る。)		1時間を超える時間 について1機につき 1時間までごとに	500 円

⑬旅客受入設備関連使用料

区分	基準	料金
旅客受入設備関連使用 料	入港時及び出港時におけるそれぞれの旅客1人につき	700 円 (日本籍船 200 円)

### Ⅲ 利用料金（指定管理者に対し納付）

※本項で掲げる金額は条例に規定する上限額であり、実際の料金とは異なる場合があります。実際の料金は各施設の指定管理者へお問い合わせください。

#### ①みなとみらいさん橋・八景島さん橋・八景島西浜さん橋

区分	基準	料金
船舶職員及び小型船舶操縦者法第2条第4項に規定する小型船舶	1隻1回につき	4,000 円
その他の船舶（主として京浜港内で活動するはしけ、引き船その他の市長が港湾の管理及び運営に必要と認める船舶を除く。）	1回の係留時間が12時間までの場合は、1G/T ごとに	10.05 円
	1回の係留時間が12時間を超える場合	係留12時間までの利用料金に超過時間12時間までごとに1G/T ごとに6.70 円を加算した額

#### ②大さん橋国際客船ターミナル

区分		基準	料金		
			平日	土日及び休日	
旅客施設	第1ホール又は第2ホール（会合、催物等のために利用する場合に限る。）	一般利用	ホール1室を全日利用する場合	400,000 円	500,000 円
		市民利用	ホール1室を全日利用する場合	40,000 円	50,000 円
			ホール1室を昼間に利用する場合 1時間までごとに	3,000 円	3,750 円
			ホール1室を夜間に利用する場合	20,000 円	25,000 円
	出入国ロビー・クルーズデッキ（催物、物品販売等のために利用する場合）		1㎡につき1日		250 円
	発券所		1区画につき1日		1,000 円
事務室又は店舗（自動販売機設置場所を含む。）		1㎡につき1月		5,000 円	
旅客施設 附帯 駐車場	乗合自動車		1台1回につき1時間までごとに		1,000 円
	乗合自動車以外の 四輪自動車	大さん橋ふ頭を使用している旅客船の旅客が当該旅客船に乗船するために利用する場合	1台1回につき3時間まで		500 円
			1台1回につき3時間を超え24時間まで		1,250 円
			1台1回につき24時間を超える場合		1,250 円に超過時間24時間までごとに1,250 円を加算した額
	その他の利用		1台1回につき1時間までごとに		500 円
自動二輪車		1台1回につき1日		240 円	

※「全日」とは午前9時から午後10時までを、「昼間」とは午前9時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。

#### ③みなとみらいさん橋付属旅客施設・八景島客船ターミナル

区分	基準	料金
事務室又は店舗（自動販売機設置場所を含む。）	1㎡につき1月	2,000 円

#### ④日本丸メモリアルパーク

区分		基準	料金
展示施設	横浜みなと博物館	1人1回につき	大人 500 円 子供 200 円
	帆船日本丸		大人 400 円 子供 200 円
	資料閲覧室のみを利用する場合		100 円

	保管資料等について、学術研究等のため、撮影、模写等をする場合	1点につき1日	2,000 円
	特別展示室を不特定多数の者が参加する催物等に利用する場合	入場料等を徴収する場合	1日につき 42,000 円
		入場料等を徴収しない場合	10,500 円
	特別展示室を特定の者が参加する会合に利用する場合	1時間までごとに	6,600 円
研修施設	第1会議室	1時間までごとに	昼間 3,200 円 夜間 3,800 円
	第2会議室		昼間 1,500 円 夜間 1,800 円
	第3会議室		昼間 2,700 円 夜間 3,200 円
	小会議室		昼間 1,700 円 夜間 2,000 円
	プレゼンテーションルーム		昼間 7,100 円 夜間 8,600 円
	多目的室(事務所として利用する場合を除く。)	1時間までごとに	昼間 1,700 円 夜間 2,000 円
	多目的室(事務所として利用する場合に限る。)		3,000 円
	店舗	1㎡につき1月	3,160 円
	タワー棟		3,300 円
	多目的スペース		1,500 円
緑地附帯駐車場	乗合自動車	1台1回につき1時間までごとに	2,000 円
			500 円
	乗合自動車以外の四輪自動車	1台につき1月	30,000 円

※「全日」とは午前9時から午後10時までを、「昼間」とは午前9時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。

#### ⑤臨港パーク

区分		基準	料金
緑地附帯駐車場	自動車	1台1回につき1時間までごとに	500 円

#### ⑥横浜港シンボルタワー

区分		基準	料金
緑地附帯駐車場	乗合自動車	1台1回につき1日	500 円
	乗合自動車以外の四輪自動車	1台1日1回につき3時間まで	250 円
		1台1日1回につき3時間を超え5時間まで	350 円
		1台1日1回につき5時間を超える場合	500 円
自動二輪車	1台1回につき1日	70 円	

#### ⑦海づり関連施設

区分		基準	料金
釣りをを行うために入場する場合	大黒海づり施設	1人1回につき	大人 900 円 中学生 450 円 小学生 300 円
	本牧海づり施設		大人 500 円 中学生 300 円 小学生 300 円
	磯子海づり施設		
釣り以外で入場する場合			大人 100 円 中学生 50 円 小学生 50 円
緑地附帯駐車場	乗合自動車	1台1回につき1日	500 円

乗合自動車以外の四輪自動車	1台1日1回につき3時間まで	250 円
	1台1日1回につき3時間を超え5時間まで	350 円
	1台1日1回につき5時間を超える場合	500 円
自動二輪車	1台1回につき1日	70 円

⑧港湾施設における行為に係る使用料(大さん橋、臨港パーク関連施設、日本丸メモリアルパーク、横浜港シンボルタワー、八景島、海づり関連施設に限る。)

区分		基準	料金	
業として行う写真の撮影その他これに類する行為		1日につき	30,000 円	
業として行う映画の撮影その他これに類する行為		1時間までごとに	30,000 円	
催事又は集会 (主として飲食物の提供をする場合を除く。)の開催その他これに類する行為	入場料等を徴収する場合	1㎡につき1日	大さん橋、臨港パーク関連施設、日本丸メモリアルパーク、八景島	60 円
			横浜港シンボルタワー、海づり関連施設	20 円
	入場料等を徴収しない場合		大さん橋、臨港パーク関連施設、日本丸メモリアルパーク、八景島	15 円
			横浜港シンボルタワー、海づり関連施設	10 円
催事又は集会 (主として飲食物の提供をする場合に限る。)の開催その他これに類する行為	日本丸メモリアルパーク		160 円	

#### IV 水域占用料等

区分		単位	料金
水域 占用料	栈橋、係船ぐい、荷役機械、管、船きよ、船揚場	1月1平方メートルまでごとに	55 円
	係船浮標、信号標	1月1基につき	279 円
	船舶の係留	1月1平方メートルまでごとに	28 円
	その他	1月1平方メートルまでごとに	55 円
土砂採取料		1立方メートルまでごとに	210 円